

更生保護の歴史

<明治～旧少年法制定前>

更生保護は、民間篤志家による免囚保護事業(監獄から出た人に宿所を与え、職業を斡旋するなどした事業)から始まりました。

- (明治)
- 16年 池上幸枝が日本最初の感化院を大阪で開設◆1
- 21年 金原明善、川村矯一郎らが静岡県出獄人保護会社を設立◆2
- 30年 英照皇太后御大葬恩赦◆3
- (大正)
- 3年 財団法人輔成會設立◆4



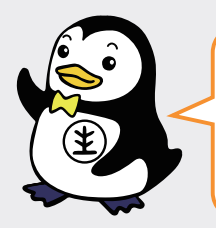
<静岡県出獄人保護会社>

- ◆1 少年保護事業の先駆けであり、現在の児童自立支援施設の源流となりました。
- ◆2 免囚保護のための宿泊施設を設け、県下全域に保護委員を配置し、更生保護施設と保護司制度の先駆けとなりました。
- ◆3 恩赦により釈放された者が1万人に及び、釈放者保護団体の設立が奨励されました。
- ◆4 全国的に広がった免囚保護事業の指導、連絡等を行う民間団体であり、現在の更生保護法人日本更生保護協会の前身です。



<金原明善>
更生保護の父

<社会の動き>



更生保護はどのようにして起こったの？

(明治)

22年 大日本帝国憲法発布

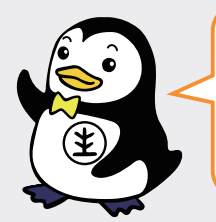
27～28年 日清戦争

37～38年 日露戦争

41年 刑法施行

(大正)

3～7年 第1次世界大戦



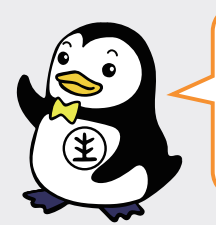
国が関与するようになったんだね！

12年 関東大震災

(昭和)

14～20年 第2次世界大戦

20年 日本国憲法と恩赦法施行

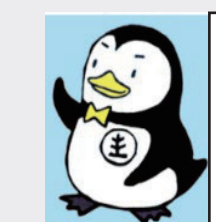


更生保護が国の制度として確立！

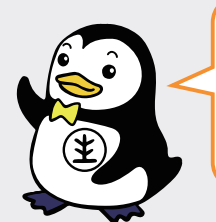
39年 東京オリンピック

45年 大阪万博(平成)

7年 阪神・淡路大震災



<初期のホグちゃん(平22)>



更生保護の制度改革を行いました！

23年 東日本大震災(令和)

元～5年 新型コロナウイルス感染症

3年 東京オリンピック

6年 能登半島地震

7年 大阪・関西万博

<旧少年法制定～犯罪者予防更生法制定前>

国は、更生保護の制度化と民間による保護事業の後押しに乗り出しました。民間の善意によって築かれた基礎の上に、司法保護事業(国による保護事業の認可など)が形づくられました。

- 12年 旧少年法の施行◆5
- (昭和)
- 14年 司法保護事業法の施行◆6



<少年保護デー>
旧少年法発布日

- ◆5 保護処分の一つとして、少年保護司(公務員)と嘱託少年保護司(民間)による観察制度が設けられました。
- ◆6 釈放者保護や少年保護を行う司法保護団体と、保護司の前身となる司法保護委員が法制化されました。

<犯罪者予防更生法制定～更生保護法制定前>

国は、民間の思いを引き継ぎつつ、保護観察等の基本的な制度と官民協働の体制を備えた更生保護制度を確立しました。民間ボランティアの活動も活発に行われ、全国組織化が進みました。

- 24年 犯罪者予防更生法の施行◆7
- 25年 保護司法及び更生緊急保護法の施行◆8
- 26年 第1回“社会を明るくする運動”
- 27年 第1回全国更生保護大会を開催◆9
- (平成)
- 8年 更生保護事業法の施行◆10
- 17年 医療観察制度の創設



<犯罪者予防更生法
御署名原本>



<第1回全国更生保護
大会>於日比谷公会堂

- ◆7 保護観察制度や犯罪予防活動などに関する基本的事項が定められ、更生保護制度が確立しました。
- ◆8 司法保護委員は保護司として、司法保護団体は更生保護会として、それぞれ改めて制度化されました。また、満期釈放者などを保護する更生緊急保護が制度化されました。
- ◆9 天皇后両陛下御親臨を仰ぎ、全国の更生保護関係者が参集して開催されました。
- ◆10 更生保護法人制度が創設されました。以後、更生保護会は更生保護施設と呼ばれます。



<生きるマーク>
更生保護制度施行
50周年を記念して
作成(平11)

<更生保護法制定～>

更生保護は、民間ボランティアの「立ち直りを支える地域のチカラ」に支えられ、制度改革や新たな施策・活動に取り組んできました。これからの「成長しつづける更生保護」を見てください。

- 19年 更生保護における犯罪被害者等施策の導入(更生保護法の一部の施行)
- 20年 更生保護法の全面施行◆11
- (令和)
- 6年 国際更生保護ボランティアの日(4月17日)の創設◆12
- 7年 保護司法等の一部改正法の成立◆13

- ◆11 更生保護における再犯防止の目的を明確化し、保護観察制度の充実・強化が図られました。
- ◆12 日本が主催する第2回世界保護司会議で創設されました。第3回会議(令8)では更生保護ボランティアのロゴも誕生しました。
- ◆13 保護司の適任者確保、活動環境の改善、安全確保などを趣旨とする法律が成立し、「成長しつづける」保護司制度を目指す取組が進められています。



<ロゴ>令8

“社会を明るくする運動”って何？

“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行からの立ち直りを支える活動について、広く理解を深めていただくための運動です。保護司をはじめとする民間ボランティアや地方公共団体が中心となって、学校や企業などの協力も得ながら、地域の特色を生かした取組が全国で展開されています。

■“社会を明るくする運動”の始まり

昭和24年7月1日、犯罪者予防更生法(現在は廃止)が施行されました。戦後の荒廃した中であって、かねてから街にあふれた子供たちの将来を危惧していた東京・銀座の商店街の有志が、更生保護の思いに共鳴し、同年7月13日から1週間にわたって、自発的に「犯罪者予防更生法実施記念フェア(銀座フェア)」を開催したことが、この運動のはじまりとされています。



▲銀座フェア(東京、昭和24年)



▲広報車(群馬、昭和28年)

■取組の展開例

学校との連携



▲特別授業の実施(北海道)

更生保護を伝える授業や作文コンテストを実施しています。



作文コンテストの
詳細はこちら

起業・団体との連携



▲スポーツ会場にて(石川県)

企業・団体の支援や協力のもと、試合会場等で広報を行っています。

地元行事に参加



▲お祭りに参加(青森県)

更生保護の取組を住民の皆様に直接お伝えして、理解の広がりにつなげています。

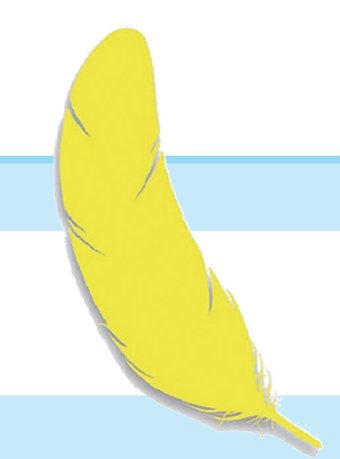
メディアにおける発信



▲ラジオ出演(静岡県)

保護司をはじめとする民間ボランティアの皆様に、生の声を発信いただいています。

更生保護のシンボルカラーは、なぜ黄色なの？



▲幸福の黄色い羽根

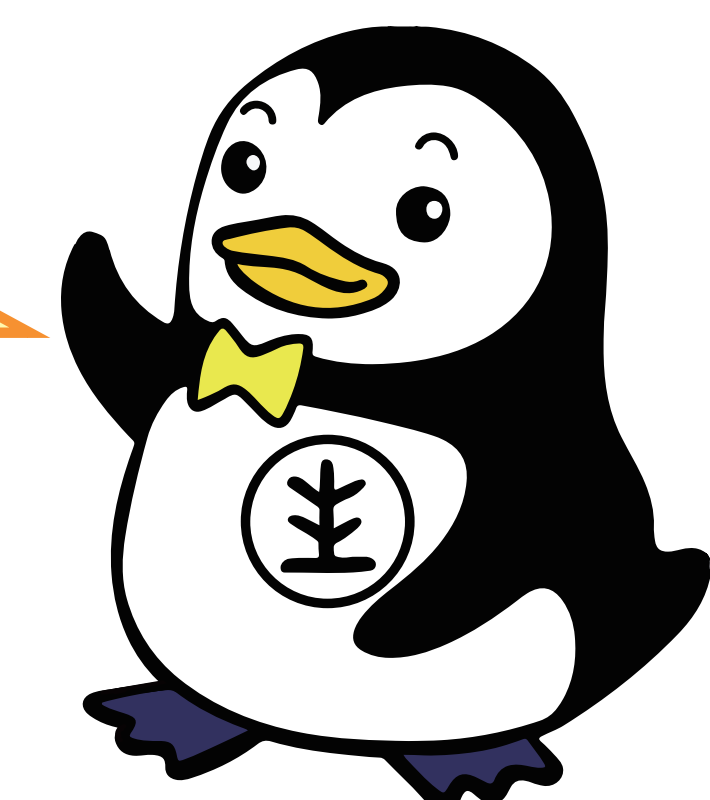
●ヒマワリの黄色

更生保護は、青少年が太陽に向かって咲くヒマワリのように明るく成長してほしいとの願いを込めて、ヒマワリの黄色をシンボルカラーとしています。

●人を信じ、あたたかく迎え入れる「幸福の色」

刑期を終え出所した男性をあたたかく迎える夫婦愛を描いた映画『幸福の黄色いハンカチ』(昭和52年、山田洋次監督)。そこで描かれた、人を信じ、あたたかく迎え入れる心も、この黄色に重ねられています。

黄色い羽根やライトアップは“社会を明るくする運動”への賛同のしるしです。お見かけの際には、更生保護や更生保護を支える人に思いを馳せ、皆様自身ができることに一歩踏み出していただければ幸いです。



“社会を明るくする運動”の詳細はこちら



“社会を明るくする運動”特設ウェブサイト